

県民の皆さまへのお願い（4/22）

- 県内の感染状況は予断を許さない状況であり、決して気を緩めず、引き続き、県民一丸となって感染の拡大防止に努めなければいけない状況にあると判断しております。
- 本県の感染事例の特色や、県議会の特別委員会でのご議論等を踏まえ、5月6日の緊急事態宣言の対象期間までの間、休業要請と営業時間短縮の協力要請に踏み切る方針を決定いたしました。
- すでに、県民の皆さまには、昼夜を問わない不要不急の外出の自粛といった取り組みを5月6日までお願いしました。これに加え、今回は事業者の方々にも、「特措法に基づく休業要請」を出したいということです。
- 対象は「接待を伴う飲食店」で、例えばキャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブといった風営法（第2条第1項第1号）に該当する事業者です。また、新型コロナウイルスの感染経路として飛沫感染が挙げられており、施設内で大きな声を発し、つばが散ることで感染の恐れが高いカラオケボックスやライブハウスも対象としています。
- こういった施設に関して、休業の準備期間を1日設け、4月24日から5月6日まで、県内全域を対象に要請させていただくことにいたしました。
- これと併せて、「特措法によらない協力要請」として、営業時間の短縮について、飲食店のほか、旅館及びホテルの飲食部門を対象に、午後8時から翌朝5時までの休業、午後7時以降は酒類提供の休止のご協力をお願いさせていただきます。
- この協力要請の趣旨は、お酒が入ったの飲食で会話を楽しみ、つい、大きな声で、かつ長時間会話されると、結果的に飛沫感染のリスクが高まるため、飲食店についても、夜間の休業という形で営業時間短縮の協力要請が必要だと判断した次第です。
- なお、県の要請に先立ち、一部の市町村では、各市町村のご判断で独自の協力要請などをされている場合もあり、県の要請と並行して市町村独自の要請もあります。県の要請に関しては、県内統一で休業や営業時間の短縮をお願いする必要があり、言わば最低限のお願いをするということでございます。

令和2年4月22日
高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長
（知事） 濱田 省司

県外にお住まいの皆さまへのお願い —ゴールデンウィーク緊急要請—

- 来週から5月にかけてのゴールデンウィークを迎えるにあたってのお願いを申し上げます。
- 国は、緊急事態宣言を出した中で、大型連休における全国的な人の移動が感染拡大を招きかねないことを大きく危惧しており、その思いは各都道府県知事も同じです。
- 全国知事会としても、国民の皆さまに、県境を越えた移動をゴールデンウィーク中は控えていただきたいとお願いしています。私も、連休のスタートを来週に控え、改めて県民の皆さまにお願いしたいと思います。
- また、県外にご親戚やご友人がおられて、「大型連休なので高知においで」とお声をかけたり、呼び寄せたいという思いを持つ方もおられると思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防げるかどうか、極めて大事な2週間となります。大型連休の間、県外の方々を県内に呼び寄せるといったことも、不要不急の場合は極力控えていただくよう、改めてお願い申し上げます。
- 併せて、県外にお住まいの皆さまにお願い申し上げます。県外の方々には、大型連休中、高知県内への旅行や帰省は控えていただくようお願い申し上げます。
- 高知へ来られることは、普段のゴールデンウィークであれば、観光王国・土佐を預かる高知県知事としては大変ありがたいことですが、今年だけは事情が違います。観光地への旅行などを始め、県外からの移動は控えていただきたい。これは、大切な人の命を守るためでございますので、ご家族やご親戚、ご友人に会うための帰省であっても控えていただきたいと、改めてお願いしたいと思います。
- 県立施設は、原則、5月6日まで休館しておりますが、レジャー等で利用される県管理の公園、海岸施設（駐車場を含む）についても、駐車場を閉鎖するなどの利用制限を考えております。県外の方々には、大型連休中、不要不急の用務で県内へ来られることを控えていただきたいと思います。
- 事態収束の折には、県外の皆さまのご来県を心からお待ちしておりますので、今年の連休だけは我慢いただき、高知への来県は控えていただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年4月22日
高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(知事) 濱田 省司

高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

4月17日の要請

1 これまでの取り組みを5月6日まで延長

- (1) 昼夜を問わない不要不急の外出自粛。特に夜間の繁華街への外出、中でも接客を伴う飲食店への出入りを強く自粛
- (2) GW期間中（4/29～5/6）は帰省や旅行などの他県との往来自粛
- (3) 集会やイベント等について、主催者には開催の自粛、県民の皆さまには参加の自粛
- (4) 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染防止対策、「3密」（密閉、密集、密接）対策の徹底や家族以外での会食は控える

2 人との接触を最低7割、できれば8割削減

- (1) 事業所における、通勤時の移動や職場での接触を可能な限り減らす取組

4月22日の要請（要請期間：4月24日～5月6日 対象地域：県内全域）

1 休業要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ・対象施設 ① **接待を伴う飲食店**（※） 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブなど
（※）風営法第2条第1項第1号に該当するもの
- ② 施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設 **カラオケボックス、ライブハウス**

2 営業時間短縮の協力要請（特措法によらない協力依頼）

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業（併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止）**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例）料理店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
- ② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

休業要請や協力要請については、県による要請のほか、各市町村からも地域の実情に応じて行われる場合があります。

県外にお住まいの皆さまへのお願い ～ゴールデンウィーク緊急要請～

高知県への旅行や帰省は自粛してください

- ・観光地などへの旅行をはじめ、県外からの移動は、新型コロナウイルスを拡散する危険性があるため、控えてください。
- ・大切な人の命を守るためにも、家族、親戚、友人に会うための帰省は自粛してください。

県立施設の休館等について

- ・県立施設については、原則、5月6日まで休館しています。
- ・レジャー等で利用される県管理の公園や海岸施設（駐車場を含む）についても、4月25日～5月6日までの間、利用を制限します。
(健康維持を目的に、地元の方が散歩やジョギングなど行うことを制限するものではありません。)

事態が収束した折には、皆さまのご来県を心からお待ちしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。